

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	510	議決予算について	財政課
告示	511	令和6年度決算について	財政課
告示	512	指定自立支援医療機関の名称の変更について	障害福祉課
告示	513	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関に関する告示の訂正について	生活援護室
公告	576	制限付一般競争入札について	契約課
公告	577	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	578	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	579	制限付一般競争入札について	管財課

姫路市告示第 510号

令和 7年10月 9日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決予算について

令和7年第3回姫路市議会定例会において10月3日議決された令和7年度姫路市
各会計補正予算を、地方自治法第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年度姫路市一般会計補正予算（第3回）

令和7年度姫路市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179,037千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,762,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月3日

姫路市長 清 元 秀 泰

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	49,574,391	9,352	49,583,743
	15 国庫補助金	11,689,596	4,189	11,693,785
	20 委託金	464,141	5,163	469,304
60	県支出金	16,409,238	9,000	16,418,238
	15 県補助金	3,178,474	9,000	3,187,474
70	寄附金	683,521	61,800	745,321
	10 寄附金	683,521	61,800	745,321
75	繰入金	7,983,908	73,012	8,056,920
	15 基金繰入金	7,717,044	73,012	7,790,056
80	繰越金	0	19,649	19,649
	10 繰越金	0	19,649	19,649
85	諸収入	8,792,013	124	8,792,137
	90 雑入	5,663,842	124	5,663,966
90	市債	32,826,000	6,100	32,832,100
	10 市債	32,826,000	6,100	32,832,100
歳 入 合 計		258,583,216	179,037	258,762,253

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	総務費	20,664,216	73,236	20,737,452
	15 企画費	6,043,644	6,149	6,049,793
	25 戸籍住民登録費	1,165,053	5,163	1,170,216
	45 市民活動費	3,060,044	61,924	3,121,968
25	衛生費	17,409,634	10,581	17,420,215
	10 保健費	6,213,641	10,581	6,224,222
35	農林水産業費	4,294,931	24,000	4,318,931
	10 農水産費	2,404,188	24,000	2,428,188
40	商工費	7,004,717	71,220	7,075,937
	15 観光費	1,826,449	10,500	1,836,949
	25 姫路城費	1,122,701	60,720	1,183,421
歳 出 合 計		258,583,216	179,037	258,762,253

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
35 農林水産業費	10 農水産費	はやしだ交流センター設備充実費	11,500
45 土木費	40 土地区画整理費	阿保土地区画整理事業費 整備事業費	200,000
55 教育費	15 小学校費	小学校費 校舎整備事業費	5,444
55 教育費	15 小学校費	小学校費 屋内運動場整備事業費	1,045,794
55 教育費	20 中学校費	中学校費 屋内運動場整備事業費	624,690
55 教育費	25 高等学校費	高等学校費 屋内運動場整備事業費	128,244

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
国 民 保 護 事 業	6,100	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	年 5.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

令和7年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）

令和7年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,564千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,183,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日

姫路市長 清 元 秀 泰

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		0	25,564	25,564
	15 国庫補助金	0	25,564	25,564
歳 入 合 計		10,158,173	25,564	10,183,737

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		205,865	25,564	231,429
	10 総務管理費	160,295	25,564	185,859
歳 出 合 計		10,158,173	25,564	10,183,737

令和7年度姫路市水道事業会計補正予算(第1回)

(総 則)

第1条 令和7年度姫路市水道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和7年度姫路市水道事業会計予算第5条の表中

「

甲 山 浄 水 場 更 新 事 業 費	令和8年度	911,000 千円
	令和8～9年度	39,000 千円
	令和8～12年度	26,298,000 千円

を

」

「

甲 山 浄 水 場 更 新 事 業 費	令和8～9年度	950,000 千円
	令和8～12年度	26,298,000 千円

に

」

改める。

令和7年9月3日

姫路市長 清 元 秀 泰

債 務 負 担 行 為

(補正前)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
甲山浄水場更新事業	622,000 (令和6年度)		
	<u>911,000</u> (令和7年度)		
	<u>39,000</u> (令和7年度)		
	26,298,000 (令和7年度)		

(補正後)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
甲山浄水場更新事業	622,000 (令和6年度)		
	<u>950,000</u> (令和7年度)		
	26,298,000 (令和7年度)		

に 関 す る 調 書

(単位千円)

当 該 年 度 義 務 発 生	以 降 の 支 払 額	左 の 財 源 内 訳		
期 間	金 額	国・県支出金	企 業 債	そ の 他
令和7年度から 令和8年度まで	622, 000	91, 749		530, 251
令和8年度	911, 000	145, 644		765, 356
令和8年度から 令和9年度まで	39, 000			39, 000
令和8年度から 令和12年度まで	26, 298, 000	7, 561, 917	6, 716, 000	12, 020, 083

(単位千円)

当 該 年 度 義 務 発 生	以 降 の 支 払 額	左 の 財 源 内 訳		
期 間	金 額	国・県支出金	企 業 債	そ の 他
令和7年度から 令和8年度まで	622, 000	91, 749		530, 251
令和8年度から 令和9年度まで	950, 000	145, 644		804, 356
令和8年度から 令和12年度まで	26, 298, 000	7, 561, 917	6, 716, 000	12, 020, 083

姫路市告示第 5 1 1 号

令和 7 年 1 0 月 9 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 6 年度決算について

令和 7 年第 3 回姫路市議会定例会において認定に付した令和 6 年度姫路市一般会計決算、各特別会計決算及び各公営企業会計決算の要領を地方自治法第 2 3 3 条第 6 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 6 年度姫路市一般会計歳入歳出決算

(単位：円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	254, 438, 371, 383	245, 476, 362, 480

令和6年度姫路市各特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

会計名		歳入決算額	歳出決算額
卸売市場事業特別会計		2,093,625,900	1,234,565,632
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		145,824,846	123,227,878
国民健康保険事業特別会計	事業勘定	51,739,717,732	51,089,394,351
	直営診療施設勘定	148,761,586	119,196,262
介護保険事業特別会計		48,470,201,838	48,405,475,757
後期高齢者医療事業特別会計		9,724,217,187	9,424,332,541
奨学学術振興事業特別会計		49,362,941	49,362,941
財政健全化調整特別会計		482,236,981	482,236,981

令和 6 年度姫路市各公営企業会計決算

(単位：円)

会計名	収益の収入	収益の支出	資本の収入	資本の支出
水道事業会計	12,601,639,416	10,200,767,365	3,699,636,441	8,370,359,102
下水道事業会計	19,725,619,356	19,257,666,617	10,617,914,611	17,660,289,137

姫路市告示第 512号
令和 7年10月 9日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、下記の指定自立支援医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。

記

変更年月日	開設者の名称	開設者の住所	変更前の医療機関の名称	変更後の医療機関の名称	医療機関の所在地
令和7年8月1日	株式会社 アイン ファーマ シーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目4番30号	フレンズ調剤薬局	アイン薬局播磨高岡店	姫路市西今宿3丁目19番40号

姫路市告示第 513号

令和 7年10月 9日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関に関する告示の訂正について

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について（令和7
年姫路市告示第495号）の一部を下記のとおり訂正する。

記

誤				正			
指定年 月日	名称	所在地	有効期間	指定年 月日	名称	所在地	有効期間
		(略)				(略)	
令和7 年(2025 年)10 月1日	イオン 薬局姫 路リバ ーシテ ィ店	姫路市 飾磨区 細江2 560 番地	令和7年 10月1 日から令 和13年 9月30 日まで	令和7 年(2025 年)10 月1日	イオン 薬局姫 路リバ ーシテ ィ店	姫路市 飾磨区 細江2 560 番地	令和7年 10月1 日から令 和13年 9月30 日まで
		(略)				(略)	

姫路市公告第 576号
令和 7年10月 9日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

下記の物品調達について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

また、本件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

調達物品名		肩掛け式携帯袋
数量		800,000枚
納入場所		指定場所
納入期限		令和8年3月26日
入札参加資格	登録業種	プレート・マーク類
	市内外区分	市内業者
	その他	本入札においては、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する「姫路市の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画」を適用する。
入札参加申込み	申込書等配布及び入札参加申込期間	令和7年（2025年）10月9日午前9時30分から同月23日午後4時まで
	追加提出書類	無
仕様 質疑	質疑受付期限	令和7年（2025年）10月23日午後4時まで
	回答開始日時	令和7年（2025年）10月27日午前9時30分以降
見本の確認又は貸与		不可
契約条項を示す期間		令和7年（2025年）10月9日から同月30日まで
入札の方法等	入札書の提出期間	令和7年（2025年）10月31日午前9時から同年11月4日午後4時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
	電子入札の認証方式	簡易認証方式
	入札書に入力する金額	消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額（税抜総額）

開札	開札日時	令和7年（2025年）11月5日午前9時30分
	開札場所	姫路市財政局財務部契約課
入札参加 資格審査	資格審査提出書類	・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書
	資格審査書類提出期限	落札候補者の連絡を受けた翌々日（当該日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日に該当する場合は、当該日の翌日以降の最初の本市の休日ではない日）の正午
	非落札に対する理由請求期限	令和7年（2025年）11月11日
議会の議決		要しない
その他		令和7年姫路市公告第106号「令和7年度制限付一般競争入札共通事項について（物品）」に定めるとおり

姫路市公告第 577号

令和 7年10月 9日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年2月17日

姫路市指令土 第1－72号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市飾磨区今在家六丁目140番及び145番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社

代表取締役 横野 修三

姫路市公告第 578号

令和 7年10月 9日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和6年11月22日

姫路市指令土 第1－54号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市大津区天満字野田404番4、405番2、405番5、408番2の一部及び405番5地先里道

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市辻井一丁目1番23号

株式会社赤鹿地所

代表取締役 赤鹿 保生

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

姫路市本庁舎設備管理業務について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
姫路市本庁舎設備管理業務
- (2) 履行場所
姫路市安田四丁目1番地
- (3) 履行期間
令和7年(2025年)12月1日から令和10年(2028年)11月30日まで（36箇月間）
（地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約）
- (4) 業務概要
姫路市本庁舎設備管理業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (5) 最低制限価格
有

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象事業者に該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 本店が姫路市内にある者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「施設運営管理」又は業種「設備等点検・保守」の詳細業種「電気設備、照明設備」、「空調設備」及び「消防設備」において競争入札に参加する資格を有する者

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号及び第8号の事業について、同項の規定に基づき兵庫県知事の登録を受けている者

エ 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に

滞納がない者。

オ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「更生法」という。）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者

キ 平成27年度以降に延床面積3,000平方メートル以上かつ2階建以上の一の建築物に係る設備管理業務を元請として12か月以上履行した実績のある者

ク 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年（2025年）10月24日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031921.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお書類を郵送する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 第2項第3号ウに規定する登録に係る登録証明書の写し

ウ 第2項第3号エに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以降に取得したものの原本又は写し）

エ 第2項第3号キに規定する履行実績に係る履行実績調書（様式2）

オ 配置予定技術者選任届（様式3）

カ 関連企業申告書（様式4）

- (2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	令和7年（2025年）10月15日から同月24日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後5時必着とする。
受付場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市財政局財務部管財課（以下「管財課」という。） （姫路市役所 本館高層棟4階） 電話番号 079-221-2129

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年（2025年）10月28日を目途に、確認通知書により通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年（2025年）10月30日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面にて、管財課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書（様式5）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛に添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、質疑書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和7年（2025年）10月27日から10月30日 正午まで
送信先	kanzai@city.himeji.lg.jp

質問回答を示す日時及び場所	令和 7 年（2025 年） 1 1 月 4 日を目途に姫路市役所ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031921.html)
---------------	--

6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和 7 年（2025 年） 1 1 月 7 日 午前 1 0 時 3 0 分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所 本館高層棟 1 0 階 第 4 会議室

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号）第 2 9 条の規定を適用する。

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和 7 年（2025 年） 1 1 月 6 日まで
契約条項を示す場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031921.html)

9 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届を提出すること。一度提出した辞退届は、撤回をすることはできない。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
 - ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
 - エ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない月額の契約希望金額を入札書に記載すること。
 - オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。

1 0 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を下回る金額の入札
- (7) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札（前号により無効となった場合の入札を除く。）の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (8) 入札書に記名押印のない入札
- (9) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (10) 金額を訂正した入札
- (11) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (12) 前項第2号アからウまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札

1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

1 2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者及び最低制限価格を下回った者は、参加できない。

1 3 その他

- (1) 予定価格及び最低制限価格は非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は実施しない。
- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に

該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 令和8年度（2026年度）以降において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に生じた損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、賠償額は協議の上定めるものとする。
- (7) 本案件は電子契約による契約締結が可能である。

●電子契約を希望する場合

入札（見積）時に電子契約利用申請書を持参し、落札決定後に提出すること。

電子契約利用申請書、操作マニュアル等は、以下のホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029779.html>)

●電子契約を希望しない場合（従来の紙契約書による契約締結）

電子契約利用申請書の提出は不要。